

ふそ病検査体制が変わります！

神奈川県畜産課
令和5年12月作成

◆ふそ病検査が3年に1回になります◆

日頃より、家畜保健衛生所（家保）の業務へのご理解・ご協力、厚くお礼申し上げます。

蜜蜂の飼養者の方に年1回受けていただいていたふそ病の検査が、令和6年度より、原則3年に1回に変更となります。

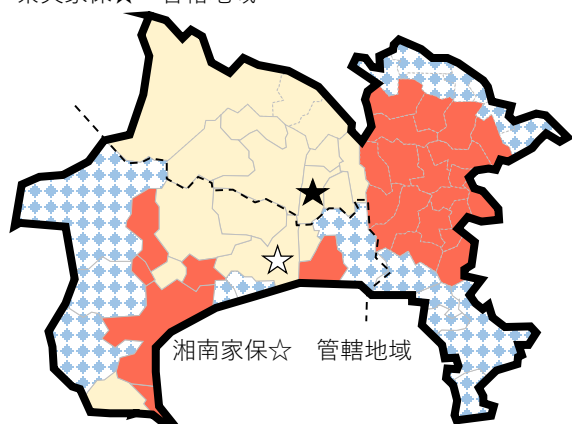
巣箱の設置場所によって、以下のように3グループに区分し、検査を実施します。

Aグループ：横浜市、小田原市、茅ヶ崎市、足柄上郡（中井町、松田町、開成町）、足柄下郡（真鶴町）に当該年度4月1日時点で設置してある巣箱

Bグループ：川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、三浦市、南足柄市、三浦郡（葉山町）、中郡（大磯町、二宮町）、足柄上郡（山北町）、足柄下郡（箱根町）

Cグループ：相模原市、平塚市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡（寒川町）、足柄上郡（大井町）、足柄下郡（湯河原町）、愛甲郡（愛川町、清川村）

県中央家保★ 管轄地域



令和6年度の検査対象は「**Aグループ**」です。

- Aグループ ...令和6年度検査
- Bグループ ...令和7年度検査
- Cグループ ...令和8年度検査

以降、Aグループは令和9年度、Bグループは令和10年度、Cグループは令和11年度と繰り返します。

当該年度の検査対象グループではない場合でも、県外への転飼を予定している方や、ご希望の方は検査を受けることが可能です。

なお、蜜蜂の病気を疑う際は、当該年度の検査対象グループに関わらず、すぐに家畜保健衛生所にご連絡ください。

次のページに続きます

◆ふそ病検査済みの蜜蜂を購入しましょう◆

県外から神奈川県内に転飼する（転入）際には、転飼前にふそ病検査の受検をお願いします。

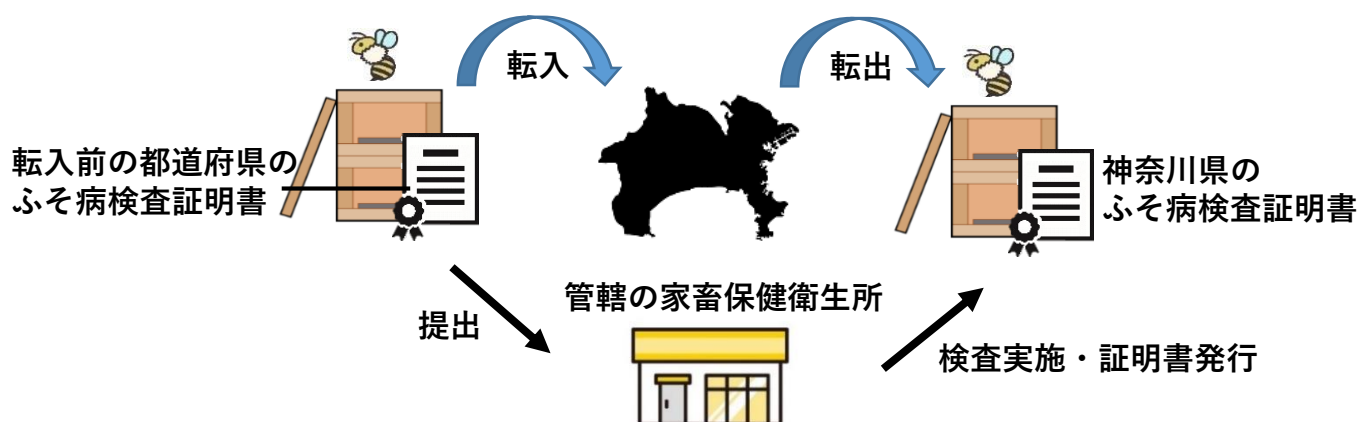
蜜蜂を新しく購入する場合にも、ふそ病検査証明書が添付されているものの購入をお願いします。

◆県外への転飼の際にもふそ病検査を受けましょう◆

神奈川県から県外に転飼する（転出）際にも、ふそ病検査の受検をお願いします。

◆ふそ病検査証明書は家畜保健衛生所に提出してください◆

ふそ病検査証明書は、巣箱設置地域の管轄の家畜保健衛生所に、提出してください（郵送も可）。検査についてのご不明点も、家畜保健衛生所にご連絡ください。



◆飼育届や転飼許可申請について◆

飼育届や、転飼許可申請については、管轄の県政総合センター（横浜市・川崎市は農政事務所）にお問い合わせください。

詳しくはこちら →
神奈川県HP「蜜蜂を飼育するには」



神奈川県県央家畜保健衛生所

管轄：横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、愛川町、清川村

〒243-0417 海老名市本郷3658
TEL 046-238-9111
FAX 046-238-9124

神奈川県湘南家畜保健衛生所

管轄：平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

〒259-1215 平塚市寺田縄345
TEL 0463-58-0152
FAX 0463-58-5679